

用語索引

ア行

悪臭	51
アスベスト	50
アメニティ	86
硫黄酸化物 (SO _x)	51
一酸化炭素 (CO)	50
一般廃棄物処理基本計画 (かわさきチャレンジ・3R)	38
浮島2期埋立地	37
雨水浸透	109
エコロジー乗車券	54
オゾン層 (破壊)	94
温室効果 (ガス)	30

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射は、ほとんどが可視光線及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線を熱放射するが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCS)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

カ行

街区公園	83
化学的酸素要求量 (COD)	57
拡大生産者責任	38
河川水質管理計画	57
かわさきエコドライブ宣言登録制度	15
環境影響評価 (環境アセスメント)	73
環境基準	
大気汚染、水の汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。	
環境コミュニケーション	46
川崎市役所環境管理システム・エコオフィス計画	34
環境負荷	17

環境保全水準	71
環境目標値	10
急傾斜地崩壊危険区域	64
京都議定書	30
近隣公園	83
グリーン購入	100
建築協定	90

(川崎市) 公害防止等生活環境の保全に関する条例

1999年に、「公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。

光化学オキシダント	50
公共車両優先システム (PTPS: Public Transportation Priority System)	16
公共用水域	57
交通需要管理 (=交通需要マネジメント) (TDM: Transportation Demand Management)	14
高度処理	61
コージェネレーション (熱電併給システム)	105
固定発生源	10
コンポスト化	38

サ行

里山	27
酸化触媒	14
産業廃棄物	37
産業廃棄物処理指導計画	38
酸性雨	95
化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロソルの形で酸が地上に到達することをいう。雨はごく自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込むことにより、pH5.6程度になるといわれているが、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際課題となっている。我が国では、環境庁 (現環境省) によるモニタリング調査の結果、全国的に年平均値でpH4台の降水が確認された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のような酸性雨が降り続けると、将来影響が現れる可能性が懸念される。	
市街化区域・市街化調整区域	25
事業所緑化協定	27
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車NOx・PM法)	13
自動車騒音に係る要請限度	70
騒音規制法第17条第1項では、「市町村長は、騒音の測定を行った場合において、指定地域における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、都道府県公安委員会に要請を行う限度を自動車騒音に係る要請限度という。	

市民健康の森	29
市民農園	28
生活騒音	72
生活排水	61
生産緑地地区	25
生物化学的酸素要求量 (BOD)	58
生物多様性	84
地球上に存在する生物の間に違いがあること (変異性) を意味し、生態系 (生物群集)、種及び遺伝子 (種内) の3つのレベルの多様性により捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を繰り返している状態を保全することを意味する。世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組むための枠組みとして、1993年に「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約)」が発効した。この条約には、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定及びモニタリング、生息地内保全、持続可能な利用、研究、情報交換、遺伝子操作生物の安全確保、技術移転、資金協力が規定されている。我が国では、生物多様性条約に基づき、1995年に地球環境保全に関する関係閣僚会議において、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図るための国の基本方針等を定めた生物多様性国家戦略を決定し、その後2002年と2007年に見直しが行われている。	
総量規制	54

夕行

ダイオキシン類	17
ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称で、通常、環境中に極微量に存在する有害な物質である。人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、2000年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉等への排出規制が行われている。	
なお、ダイオキシン類の濃度に関する単位は、環境中の大気、水質、土壌と底質について、それぞれpg-TEQ/m ³ 、pg-TEQ/L、pg-TEQ/gと表記する。ここで、pg (ピコグラム) とは1兆分の1gのことで、TEQとはダイオキシン類の量をそれらの中で最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算した量であることを表している。	
体験型農園	28
対策目標値	10
対策目標量	10
大師河原水防センター (大師河原干潟館)	78
代替フロン	94
オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のこと。フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能力が低い又は低いものである。代表的な代替フロンとしてはハイドロフルオロカーボン (HFC) などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。	
太陽光発電	45
多自然川づくり	77
橋リサイクルコミュニティセンター	102
多摩川エココミュニティセンター	78
多摩川プラン	77

多様性指数	59
地域緑化推進地区	82
地区計画制度	90
蓄熱システム	106
窒素酸化物 (NOx)	10

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染物質としては、一酸化窒素、二酸化窒素が主である。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭などから排出される。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素のかたちで大気中に放出され、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応して二酸化窒素に酸化する。この反応はすぐには起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなる。なお、一酸化二窒素 (亜酸化窒素) は温室効果ガスのひとつである。

中水道システム	108
調整池	109
底質	20
デポジット制度 (預託払戻制度)	123
電波障害	74
透水性舗装	109
道路交通振動に係る要請限度	71

振動規制法第16条第1項では、「市町村長は、振動の測定を行った場合において、指定地域における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会に要請を行う限度を道路交通振動に係る要請限度という。

特定フロン (二クロロフルオロカーボン) (CFC)	94
----------------------------	----

オゾン層はCFC (クロロフルオロカーボン: フロン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) 等のオゾン層破壊物質により破壊されている。日本では、モントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)」を制定して、1989年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。CFCは1996年1月に生産が全廃され、HCFCは2020年1月に生産が全廃される予定。

特別緑地保全地区	26
都市計画マスタープラン	111

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と県が定める都市計画の「整備、開発及び保全の方針」に即して定める政策領域計画。

個別の細かい計画事業の内容そのものを直接決めるものではないが、今後、市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることとなる。

川崎市の都市計画マスタープランは、全体構想、区別構想及びまちづくり推進地域別構想の3層構成としており、2007年3月に全体構想と7区の区別構想を策定した。

土壌浄化システム (大気環境改善新型土壌浄化モデル)	53
----------------------------	----

ナ行

内分泌かく乱化学物質 …………… 19

内分泌かく乱作用を持つ化学物質のこと。国の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」であり、環境ホルモンとも呼ばれる。

環境省(当時、環境庁)は、平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン単体器計画SPEED'98—」(以下「SPEED'98」という。)をとりまとめ、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として65物質を提示し、各種の取組みを進めてきた。36物質で試験を実施した結果、一部の物質が魚類について内分泌かく乱作用を有することが認められたが、ヒトの属するほ乳類については明らかな内分泌かく乱作用は認められなかった。

これらの研究結果等を踏まえ、平成17年3月に「SPEED'98」を改訂し、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—EXTEND2005—」を策定するとともに、内分泌かく乱作用について必要な調査研究を推進していくこととしている。

二ヶ領せせらぎ館 …………… 78

二ヶ領用水総合基本計画 …………… 76

二酸化硫黄(SO₂) …………… 50

二酸化窒素(NO₂) …………… 10

物質が高温で燃焼する際、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

水に難溶性のため呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。

このため、環境基本法第16条に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準が定められている。

ハ行

パーフルオロカーボン(PFCs) …………… 31

廃棄物減量指導員 …………… 101

廃棄物交換制度 …………… 103

ハイドロフルオロカーボン(HFCs) …………… 31

八都府市指定低公害車制度 …………… 15

ヒートアイランド現象 …………… 93

ヒートポンプ …………… 106

光害 …………… 74

ビル風害 …………… 73

富栄養化 …………… 61

元来、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類への死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質(SPM: Suspended Particulate Matter) 11

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生する他、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

ふれあいの森 …………… 26

保存樹木、保存樹林 …………… 26

マ行

ま^きの樹 …………… 80

マニフェストシステム(マニフェスト制度) …………… 104

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際、処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。1991年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設され、1993年4月より一部の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)に限って義務付けられた。1997年6月の司法の改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された(1998年12月施行)。

緑の基本計画 …………… 24

(川崎市) 緑の保全及び緑化の推進に関する条例

1999年に、「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」に代えて制定した条例。市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に、良好な都市環境の形成を図る。緑の推進に関して必要な事項を定めている。

緑の保全地域 …………… 26

法による特別緑地保全地区以外の緑地で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる緑地のうち豊かな林相、水辺地等と一体となって良好な緑を形成している土地の区域等で、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市長が指定する。緑の保全地域内で建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取又はたれ積その他の土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

ヤ行

有害大気汚染物質 …………… 50

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

ラ行

リスクコミュニケーション …………… 21

緑化推進重点地区 …………… 27

緑の基本計画で設定することとしている緑化の推進を重点的に図るべき地区。2001年9月の環境保全審議会(現 環境審議会)の答申で、9地区の設定が提言され、基本的な考え方が示されている。その概要は、駅前等の都市のシンボルとなる地区、特に緑の少ない地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区等を要件としている。

緑化推進リーダー ……………44
 緑地保全協定 ……………26

環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）により制度化された。

B

BOD：Biochemical Oxygen Demand→生物化学的酸素要求量

PTPS：Public Transportation Priority System
 →公共車両優先システム

C

CFC（クロロフルオロカーボン）→特定フロン
 COD：Chemical Oxygen Demand→化学的酸素要求量

S

SO₂（二酸化硫黄）→二酸化硫黄
 SOx（硫黄酸化物）→硫黄酸化物
 SPM：Suspended Particulate Matter→浮遊粒子状物質

D

DPF（Diesel Particulate Filter）装置……………14
 （ディーゼル微粒子状物質減少装置、粒子状物質減少装置）

T

TDM：Transportation Demand Management
 →交通需要管理（＝交通需要マネジメント）

H

HFC→ハイドロフルオロカーボン

N

NO₂（二酸化窒素）→二酸化窒素
 NOx（窒素酸化物）→窒素酸化物

P

PFC→パーフルオロカーボン
 pH ……………95

ピーエイチと読む。溶液の酸性、アルカリ性の程度を示す。pHが7であれば中性、7未満は酸性、7を超えるとアルカリ性を示す。雨はごく自然の状態でも、空気中の二酸化炭素が溶け込むことによりpH5.6程度になるといわれており、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。pHは酸性雨の基本的な指標の一つであるが、硫酸や硝酸等のイオン成分の濃度なども重要な指標である。

PRTR ……………17

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略。人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中（大気、河川、海域など）に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みである。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出する。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外（非対象事業所、家庭、自動車など）から排出される量を推計し、これら2つのデータを併せて公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の